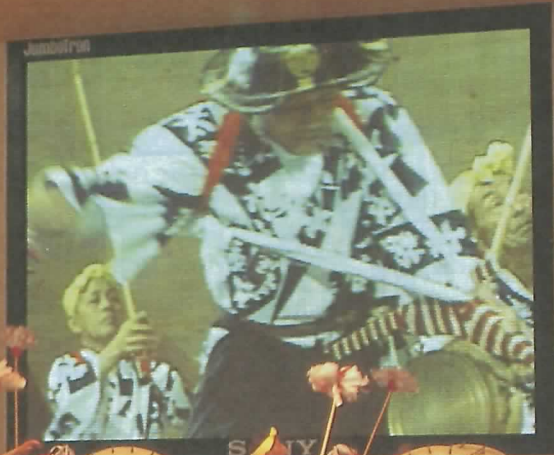


町村イベント
ふるさとの日

ふるさとづくりの輪を広げるふれあい広場 西南濃管内



母六報たるい

垂井町を代表して表佐太鼓踊りを披露
～花フェスタ'95ぎふ ふるさとの日(5月9日)～

1995
6月1日号
No. 474

皆様のご家庭で「家計簿」に当たる町の財政状況をお知らせします。

これは、町のお金がどのように受け入れられ、何にいくら、どのように使われたのかなど、町行

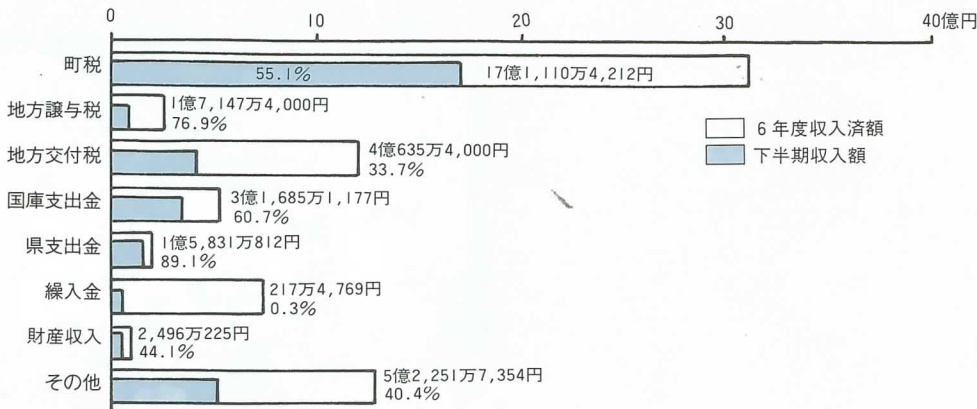
政のあり方がわかるものです。限られたお金をいかに有効に使うか、「台所」を預かる町の力量が問われます。今回公表するのは、平成6年度下半期（10～3月）の執行状況や財産です。

平成六年度下半期

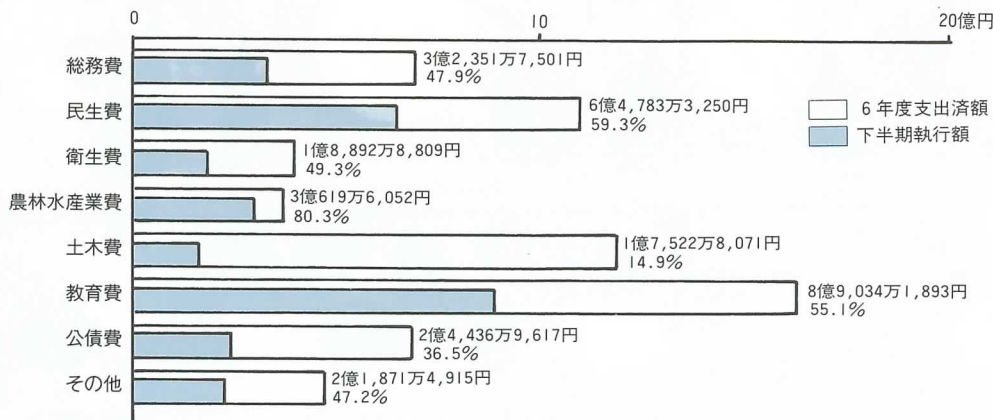
一般会計

町の台所（財政）事情をお知らせします！！

歳入状況



歳出状況



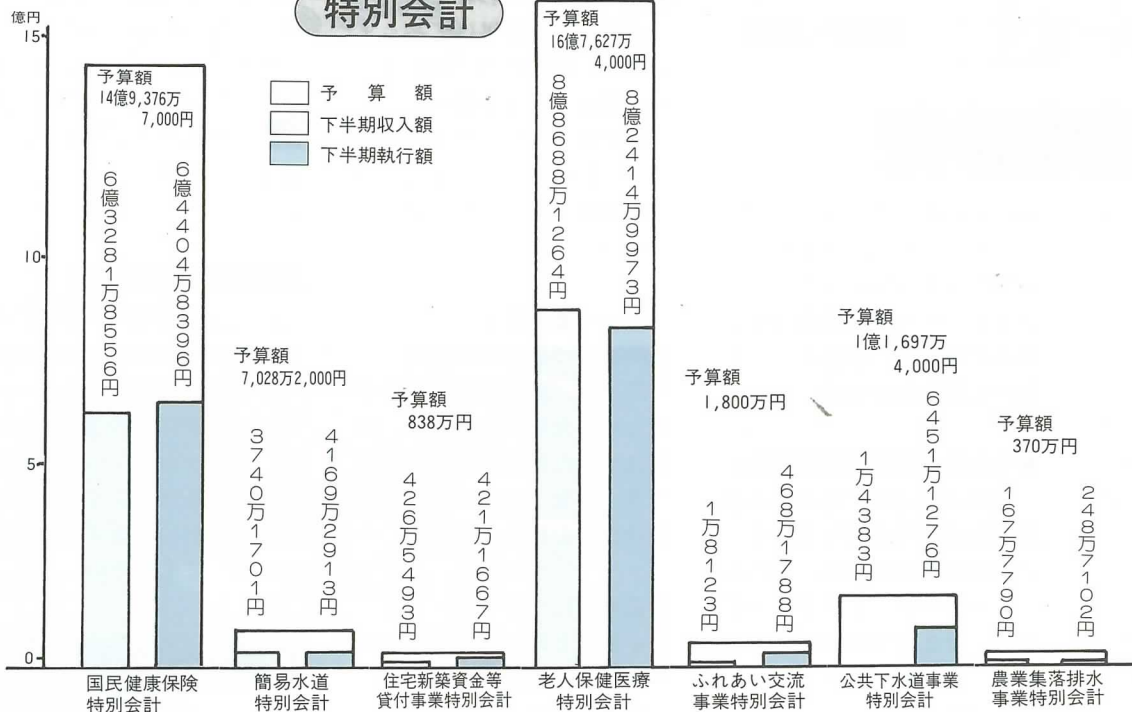
歳入予算の内訳 (単位：千円)

科目	予算額
町税	3,225,728
地方譲与税	200,000
利子割交付金	100,000
特別地方消費税交付金	500
自動車取得税交付金	85,000
地方交付税	1,065,380
交通安全対策特別交付金	5,000
分担金及び負担金	155,012
使用料及び手数料	120,307
国庫支出金	1,011,189
県支出金	377,893
財産収入	90,801
寄附金	87,055
繰入金	742,798
繰越金	300,000
諸収入	105,659
町債	1,022,700
計	8,695,022

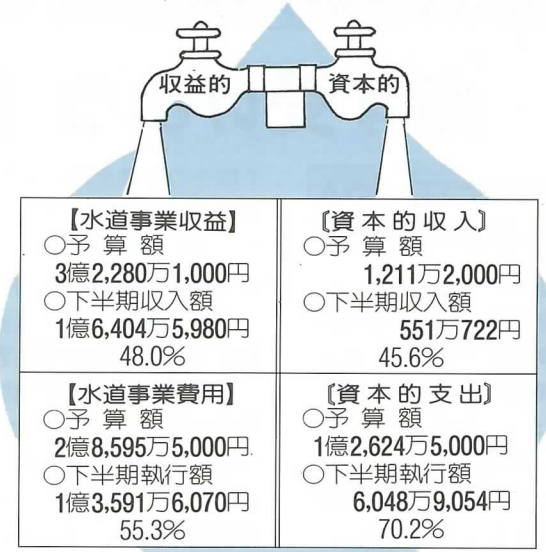
歳出予算の内訳 (単位：千円)

科目	予算額
議会費	122,604
総務費	1,106,816
民生費	1,157,127
衛生費	479,946
労働費	36,272
農林水産業費	560,665
商工費	61,098
土木費	2,148,987
消防費	296,705
教育費	2,024,627
災害復旧費	21,576
公債費	672,810
諸支出金	3
子備費	5,786
計	8,695,022

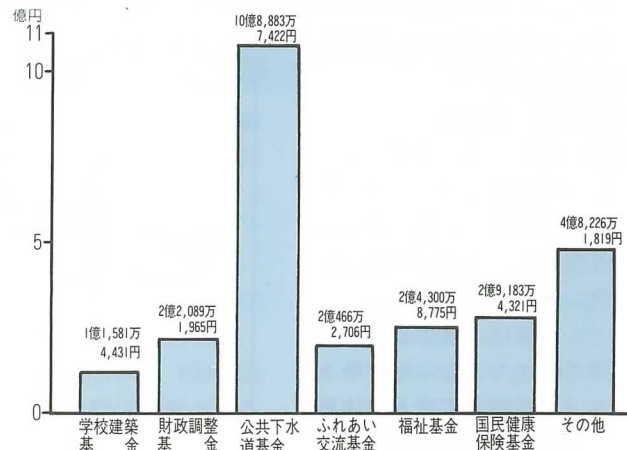
特別会計



水道事業会計



基金の内訳



町有財産の
現在高

平成7年3月31日現在



お元気ですか！ 保健センターです ☎22-1021

必ず受けよう 健康診断

健康だと思っている人ほど必要です

▶なぜ必要？

職場や地域で行われる定期的な健康診断の目的は、病気の「早期発見」と「予防」です。「私はまだ大丈夫だ」と思っている人にかぎって、成人病の引き金となる悪い生活習慣を続けているものです。

健康診断は、生活改善の大きなきっかけとなり、病気の

予防への意識を高め、病気になる前から慌てるのではなく「転ばぬ先の杖」。それが健康診断なのです。

▶どうして1年に1度？

昨日まで元気に働いていた50歳の人急に脳出血で倒れた場合、その原因である高血圧や動脈硬化などは、20～30歳で始まっていたと推定されます。

成人病は、10～20年かけて

進行し、中高年になって現われます。しかも、自覚症状が現れた時にはかなり進行しています。その前に早期発見をするためにも、最低1年に1度の定期検査が必要です。

▶その後の生活習慣が問題！

健康診断は受けることに意義があるわけではありません。その結果を受け止め、きちんとしたアフターケアを守ってこそ、はじめて役立つのです。

みんなで歩いていい汗かこう！

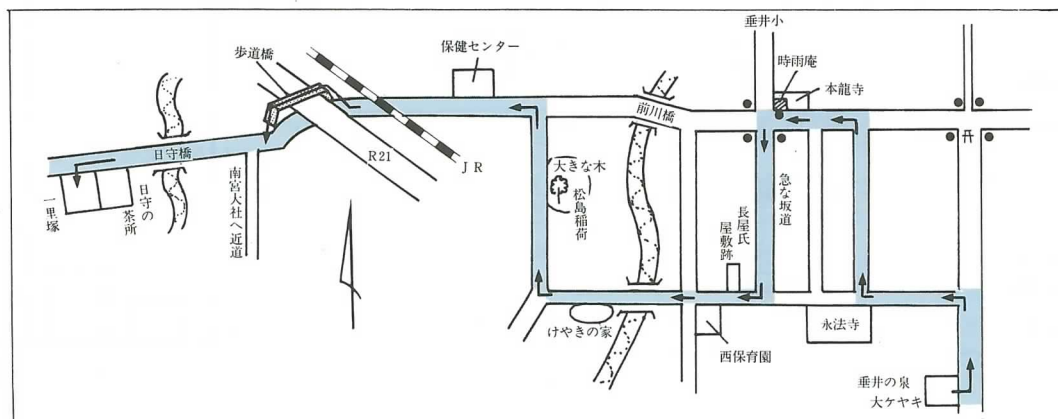
▷ウォーキングコースの紹介
距離：約20*

所要時間：約25分

特徴：垂井の泉、大ケヤキから一里塚までのコースです。途中の名所、史跡に立ち寄りながら、垂井の歴史や文化に触れてみませんか。

一里塚は、主要道路の両側に約4*。ごとに塚を築き、エノキを植えて旅人の休息や旅程の目安としたものです。中山道で国指定の一里

塚は2つあり、その1つが



日守地内に残っているもの
です。当時の旅人の様子を

▶異常なしと言われても…

健康診断の結果は、あくまでもその検査時点での結果です。健康は様々な要因で、すぐに変調をきたしやすいものです。最低1年に1度は、自分の健康をチェックし続けてください。

〈ちょっと一言〉

◎問診についてのお願い

問診は、健康問題を解決するための大切な情報です。送られてきた受診票の項目に基づき、自宅で正しく記入して健診日にお持ちください。

◎正常値について

正常値とは、あくまでも健康を想像しながら歩いてみましょう。

康的な日本人の平均的数値です。個人の検査値は体調によっても、測定方法によっても毎回多少は異なりますし、体質的な個人差もありますが、正常値が健康をはかるための目安になることも確かです。

基本健康診査が 始まります！

6月21日～10月24日の44日間

詳しい日程は『健康家族お知らせ版』に掲載してあります。都合がつかない場合は、他の日で調整してください。※必ず事前に配布する受診票を持参してください。

6月4～10日は 歯の衛生週間

大垣歯科医師会では、歯の衛生週間に合わせて講演会を開催します。ぜひ、多数ご参加ください。

とき 6月10日(土)

ところ 大垣女子短期大学
多目的ホール

講師 上野動物園園長

増井光子先生

演題 動物たちの健康管理

主催 大垣歯科医師会

後援 西南濃口腔保健協議会、大垣女子短期大学、町

わがまち 水辺の清流

いきいきパターゴルフ場がオープン!

～古いも若きも 家族そろって プレーしよう～

待望の垂井町いきいきパターゴルフ場が、6月1日にオープンしました。

同パターゴルフ場は、タル

イピアセンター南側の相川河川敷を利用してつくられ、18ホールでパー62のコースです。

全長 287㍍のコースは様々



な工夫を凝らしたホールからなり、コース沿いには相川も流れ、落ち着いた雰囲気の中でプレーができます。

○休場日 月曜日、祝日、毎月最終木曜日、12月28日～1月4日

○利用時間 午前10時～午後5時

○利用料金

区分	金額
ゴルフ場	一般 1回 100円
	小・中学生 1回 50円
パタークラブ (ボール1個付き)	一般 1本 100円
	小・中学生 1本 50円

相川水辺公園の清掃作業

6月13日(火)^(雨天 6月15日)午後5時30分～

みんなで相川水辺公園をきれいにしましょう
皆さんの参加をお願いします。

生活排水親子調査員を募集!

岐阜県では、夏休みに親子が一緒になって家庭から出る排水などの汚れを簡単な水質調査で調べ、水の汚れが環境にどのような影響があるかを体験する事業を実施します。

応募方法 官製ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号及び「生活排水親子調査員を希望します」と記入のうえ、〒503 大垣市江崎町422-3大垣保健所環境衛生課へ。

応募締切日 7月10日

応募資格 下水道が普及していない地域にお住まいで、お子さんが小学生または中学生の方

応募人数 親子20組(40人)

多数の場合は保健所で選任

内容説明会 7月26日午後1時30分～3時 西濃総合庁舎2階2-1会議室

問い合わせ先 大垣保健所環境衛生課(☎73-1111内線268)

夢と希望と感動が広がる

～親子劇場ミュージカル～

劇団飛行船による親子劇場・マスクプレイミュージカル「楽しいムーミン一家」(町、町教育委員会主催)がこのほど、文化会館大ホールで行われ、約750人の親子が観劇しました。

観衆は、思わず踊りだしたくなる音楽や、次々と変わる場面展開にくぎづけ。ムーミンの世界へといざなわれ、夢と希望が広がる中で、ときめきと感動に浸っていました。



▶チビツ子らの大声援を受けた一場面

第2回垂井町美術展 作品を募集中!

第2回垂井町美術展(無審査)が6月18～25日、文化会館で開催されます。

応募資格 町内在住、在勤、在学の高校生以上の方

応募作品 垂井町展で未発表のもの

日本画: 10号以上 100号以内で額装または表装とする。

洋画: 10号以上 100号以内で額装とする。書道: 半切

の3/4以上全紙以内で額装または表装とする(釈文添付)。刻額は30㍍×39㍍とする。

彫型工芸: 運搬容易なもの
写真: 四切以上でパネル張りまたは額装とする。

作品搬入日時 6月10～12日
午前9時～午後5時

出品点数 各部ごとに1人1点とする。

問い合わせ先 文化会館

来春採用職員を募集!

職種・募集人数

行政一般 (特に土木、建築、
下水道などの専門知識の
ある者) 若干名
保母 若干名

第1種 (大学卒業程度)

平成 7 年 8 月 27 日(日)

第2種 (高校卒業程度)

平成 7 年 1 0 月 1 日(日)

詳しくは7月1日号に掲載
問い合わせ先

総務課庶務係 (内線213)

試験日等

第1次試験は、市町村職員
統一採用試験で実施します。

朝倉町民プール監視員を募集!

町では、7月1日(出)からオ
ープンする朝倉運動公園町民
プールの監視員を募集してい
ます。

対象者 町内在住で水泳ので
きる19~25歳の男性

人 数 若干名

期 間 7月1日~8月31日

勤務時間 午前10時~午後6
時

申し込み 6月21日(休)までに
履歴書を持参のうえ、朝倉
運動公園管理事務所 (☎23
-2333) へ。

6月4日~10日は

危険物安全週間

現在、垂井町管内では、約
180の危険物施設があります。

皆さんになじみがある施設
といえばガソリンスタンド。
ガソリンは非常に引火しやす
く、一度火がつくと消火も困
難です。

ガソリンスタンドでは、給
油中はエンジンを停止し、給
油エリアでの喫煙は絶対にや
めましょう。

上水道が断水します

6月28日(水)午前0~4時

上水道水源地施設の保守点
検工事に伴い上水道が断水し
ます。皆さんのご協力をお願い
します。

〈対象地区〉 上水道給水区
域全域:垂井、東、宮代、
表佐、境野、府中(高瀬ヶ
丘以外の新井、大滝、梅宮、
敷原を除く)地区

〈注意〉 通水直後に赤水が
発生する場合がありますの
でご注意ください。

サラリーマンの 国民年金 第3号の届 奥さんへ 被保険者 を提出 しましょう

20歳以上60歳未満の方は現在、原則として、全員が国民年金に加入することになっています。このうち、サラリーマンの奥さんは、「第3号被保険者」という資格で国民年金に加入します。

第3号被保険者とは

厚生年金保険や共済組合の加入者 (いわゆるサラリーマン) の夫に扶養されている妻のことです。

保険料は

夫が加入している厚生年金保険や共済組合から一括して負担しますので、個別に納める必要はありません。

届出をする時

サラリーマンの奥さん (第3号被保険者) となったことの届出は、一度済ませればよいものではありません。次のような場合などはそのつど届出が必要です。

- *夫が、厚生年金保険や共済組合に加入し、その被扶養者となった時。
- *夫の加入している年金の制度が変わった時。
厚生年金保険 ↔ 共済組合
A共済組合 ↔ B共済組合
厚生年金保険 ↔ 厚生年金保険(船員)
- *夫が、勤め先を退職し、厚生年金保険や共済組合の資格を喪失した時。
- *夫が、65歳となり厚生年金保険や共済組合に加入できなくなった時。

届出先は

役場住民課です。

届出に必要な物は

国民年金手帳 (あなたの物)
厚生年金手帳 (夫の物)
印 鑑
健康保険証 (被扶養者の認定を受けている物)

- *あなたが、勤め先を退職して厚生年金保険や共済組合の資格を喪失し、夫の被扶養者となった時。
- *あなたが、厚生年金保険や共済組合に加入した時。
- *あなたの収入が増加し、夫の被扶養者になれなくなった時。
- *あなたの収入が減少し、夫の被扶養者となった時。

例えば...



届出をしないと!!

第3号被保険者の届出は、原則として、2年以上さかのぼることはできません。もし、第3号被保険者に該当しているのに、届出をしないでいると、保険料を納めなかったものとみなされ、将来の年金に大きな影響 (不利益) が生じることになります。

あなた自身のために、面倒がらずに必ず届出はしましょう!!

6月の日曜・祝祭日（休日） の昼間診療当番医

6. 4	日	関ヶ原町 藤井病院	43-0032
11	日	小林医院	22-0234
18	日	関ヶ原町 関ヶ原病院	43-1122
25	日	博愛会総合病院	23-1251

※診療時間 午前9時～午後4時30分

あなたもCHALLENGE 普通救命講習会の 受講者を募集!

住民救命活動の向上や応急手当技術を習得したいという住民ニーズが高まっている中、平成5年10月から応急手当講習会が全国統一されました。

これを受けて不破消防組合ではこれまでに、消防団員、婦人消防隊員、各事業所を対象に普通救命講習会を開催し、約650の方が受講されています。いざという時、愛する人や身近な人を助けるためにも、ぜひこの機会に、あなたも受講してみませんか？

受講された方には、修了証が交付されます。

とき 6月18日(日) 午前9時～12時
ところ 不破消防組合消防本

部3階大会議室

対象者 18歳以上の郡内在住者(男女は問いません)

定員 40名

受講料 無料

カリキュラム ・応急手当の重要性について ・応急手当の対象者とその必要性について ・救命に必要な応急手当(心肺蘇生法、止血法など)について

申込方法 6月13日までに、所定の申込用紙に必要事項を記入し、最寄りの消防署へ。申込用紙は消防署にあります。

問い合わせ先 東消防署(☎23-2030) 西消防署(☎43-0119)

福祉医療費助成制度とは？

この制度は、老人、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭の母及び子に対し、医療費の一部を助成することにより、こ

れらの方々の保険向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的としています。概要については図のとおりです。詳し

くは、住民課福祉係(内線237)へお尋ねください。

	対象者		助成内容	助成方法
69歳老人等	①69歳老人 ②65歳以上69歳未満の戦没者の妻	所得制限有	自己負担額のうち総医療費の1割を控除した額、但し、高額療養費の対象の時は自己負担限度額の3分の2の額	立替払い 福祉医療費支給申請書の提出後、自己負担額(1割等)を控除した額を口座振替
重度心身障害者	①身体障害者手帳3級以上所有者(但し、戦傷病者手帳所有者については4級以上所有者) ②療育手帳B1以上所有者	所得制限有	○保険診療費のうち、自己負担相当額 ○食事療養費の標準負担額(自己負担分)	県内…窓口無料 県外…立替払い (県外の立替払いについては69歳老人と同様に福祉医療費支給申請書の提出が必要となります。)
乳幼児	2歳未満児	所得制限無		
母子家庭等	18歳未満の児童(18歳到達後、最初に到来する3月31日まで)を扶養する母とその児童(高等学校等に通学している児童については、19歳の誕生日の末日)	所得制限有		

6月は
「土砂災害防止月間」
～みんなで防ごう土砂災害～

梅雨の時期には、長雨や集中豪雨により、土石流、がけ崩れなどの土砂災害が起きやすくなります。

これらの災害は、一瞬の間に尊い命や貴重な財産を奪い去ります。今一度、危険箇所や避難場所を確かめましょう。

『児童手当現況届』を忘れずに

6月は「児童手当現況届」の提出月です。この現況届は、6月から引き続き児童手当を受給することができるかどうかを決定する大切なものです。

児童手当受給者の方は、印鑑、健康保険証を持参のうえ、住民課福祉係で手続きをしてください。

また、これまで所得制限のため、児童手当の受給権が消滅した方や認定請求が却下された方も受給することができますので、新たに認定請求の手続きをしてください。

詳しくは、住民課福祉係(内線237)へお尋ねください。

